

ETC車載器の再セットアップについて



下記のケースの場合には、再セットアップが必要になります。

1

車載器の取り付けられた車両のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標）が変更になった場合

- 引越し等により登録変更をされた場合
- 希望ナンバー制を利用してナンバーを変更された場合
- 車載器の付いた中古車の購入又は譲渡を受けた場合 等



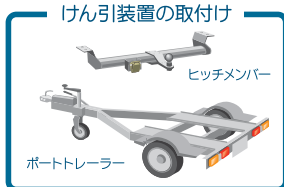
再セットアップが必要です!!

2

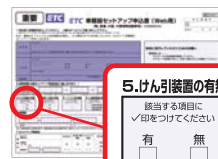
車載器の取り付けられた車両をけん引できる構造に変更した場合

- 車載器を取り付けられた車両にけん引装置を設置された場合

再セットアップを行わずにけん引した場合には、開閉バーが開きませんのでご注意ください。



けん引装置のセットアップの有無はセットアップ証明書で確認できます。



※ 被けん引車の車軸数が2以上の車両で隣接する車軸間距離が1m未満の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で、係員のいるレーンで、一旦停止して係員に ETC カードを手渡してください。

再セットアップが必要です!!

3

車載器を他の車両に付け替えた場合等 セットアップされている情報に変更が生じた場合

- 車両を買い換えられる際に、旧車両に設置されていた車載器を取り外し、新しい車両に取り付けられた場合
- この他にもセットアップ情報に変更が生じた場合



現在乗られている車両から
取り外し



乗り換えられる車両へ
取り付け



同じ車種であっても、セットアップ情報に変更が生じますので、必ず再セットアップをしてください。

再セットアップが必要です!!



▶ ご注意ください

- ◎ セットアップ情報と車両情報が異なった状態で ETC を利用することは ETC システム利用規程違反です。悪質な利用と判断された場合には、不正通行車両とみなし、ETC 時間帯割引等が適用されない場合があります。
- ◎ 適切なセットアップが行われていない場合、誤った料金が請求される恐れや開閉バーが開かないことがあります。また、ETC 利用照会サービスや障がい者割引制度等の利用ができません。
- ◎ 「ハイカ・前払」残高管理サービス、ETC マイレージサービス、障がい者割引制度を利用されていた方が、新しい車載器に交換されたり再セットアップをした場合などには、登録情報を変更していただく必要があります。

▶ 再セットアップ方法について

◎ 再セットアップには、ETC 車載器に付番された車載器管理番号と車検証が必要です。詳しくは車載器をお買い求めになった販売店又は ETC セットアップ店マークのある最寄りのセットアップ店にご相談ください。

参考：ETC システム利用規程第 4 条第 3 項
車載器の取扱いについて（抜粋）

車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート（自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。）が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け替えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければなりません。

ETC セットアップ店マーク



四輪車

二輪車